



・資格登録をしない場合は、免除算定期間等には反映されません。また、養成施設等を卒業後1年以内（社会福祉士の試験不合格等の場合を除く）までに登録しない場合は、返還となります。

【留意点】

- このフローチャートは一例を掲載しています。このフローチャートに当てはまらない事案がありますのでその場合等、**お困りの場合は以下までご連絡ください。**
- 提出に際し、“手引き”をご参照ください。
- 各種届け出がない場合は、一括でのご返還を請求する場合があります。
- なお、**返還猶予や免除に関しては、個別に審査をさせていただきます。**
- 今後も状況に応じて改訂する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先：埼玉県社会福祉協議会 福祉資金部 福祉資金課 048-822-1192